



磯部 亜希 議員

限界集落をはじめとする
地域コミュニティの今後
について

問 支所の機能強化について問う

答 地域課題解決のために必要な体制を構築しており、職員数の確保が年々厳しい状況の中、現体制を堅持していきます

問 支所の機能強化について問う。

答 市民生活部長

まちづくり担当職員を配置し、地域担当職員が補佐しながら、区・自治会からの相談をお聞きし、課題解決に努めるとともに、住民自治協議会の運営に対しても必要な助言や業務を行っています。防災面では今年度、各支所長を「地域防災監」として任命し、平常時からの地域防災体制の強化を図っています。また、各支所間で情報を共有する場を定期的に設けるなど、地域課題解決のために必要な体制を構築しており、職員数の確保が年々厳しい状況の中、現体制を堅持していきます。

問 存続が難しい集落に特化した課題解決のための庁内組織について問う。

答 市民生活部長

現在、市内には202の区・自治会があり、限界集落は51、準限界集落は96で、全集落のうち約72%です。集落機能の維持継続の支援として各中学校区に住民自治協議会を設置し、財政支援のほか、各支所にまちづくり担当職員を配置し、さらには市職員の中から地域担当職員を各2名選任して、人的な面においても必要なサポートができる体制

をとっています。

人口減少問題は本市の最重要課題として全庁挙げて取り組んでおり、各部署間の連携調整、情報共有について全庁的な会議に諮っているため、新たな組織は考えていません。

問 集落支援員の設置状況について問う。

答 市民生活部長

「高島市地域コミュニティ推進指針」で、「住民自治協議会の事務局には、地域プロデューサーの役割を担う」集

落支援員』を置く」としています。

この集落支援員は、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関して知見を有した人材を市が雇用し、集落の現状把握や維持・活性化対策を行うためのものです。

現在、各住民自治協議会では事務局職員を雇用され、相談窓口の開設や区・自治会へ出向いての聞き取りなど、様々な形で支援いただいております。集落支援員の役割を担っていただいております。

その他の質問

- ・高島リビング・シフトについて
- ・中学校部活動の今後の取り組みについて